当座貸越契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型)〕

私と株式会社秋田銀行（以下、「銀行」という。）は、エム・ユー信用保証株式会社（以下、「保証会社」という。）の保証にもとづく当座貸越取引〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）〕（以下、「この取引」という。）について、次の各条項を約定します。

第１条（取引の方法）

１　この取引は、私からの申込を銀行が承諾したときに成立します。

２　この取引は、銀行の本支店のうちいずれか１か店のみで口座を開設できるものとします。

３　この取引は、〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）利用申込書（兼当座貸越契約書兼保証委託契約書）等により口座開設したカードローン通帳（以下、「ローン通帳」という。）および専用カード（以下、「ローンカード」という。）を使用するものとします。

４　この取引における当座貸越（以下、「貸越」という。）は、ローンカードによるＡＴＭでの出金、ローン通帳による銀行本支店での出金によるものとします。ローン通帳による出金の場合は、銀行所定の払戻請求書に署名届出印捺印のうえローン通帳とともに提出するものとします。

また、銀行が認めた場合に限り、返済用普通預金口座（以下、「指定口座」という。）に当座貸越の代り金を入金する方法も可能とします。

なお、ローンカードおよびＡＴＭの取扱いは、別に定める「ローンカード規定」によります。

５　この取引では、小切手・手形の振出しあるいは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとします。

６　カードローン口座（以下、「ローン口座」という。）への入金は直ちに資金化できるもの（国内通貨または他預金からの振替など。）に限るものとします。

第２条（貸越極度額）

１　この取引の貸越極度額は、銀行および保証会社が決定した金額とします。

２　第５条第１項によって銀行が前項の極度額を超えて貸越を行った場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、直ちに極度額を超える額を返済するものとします。

第３条（利用限度額）

１　銀行および保証会社は私の信用状況に関する審査により、貸越極度額を上限として利用限度額を定めます。

２　私について次の各号のいずれかにあたる場合、銀行および保証会社は減額（利用限度額を０にすることを含む。）することができるものとします。

①本契約に違反したとき、または債務不履行があったとき。

②私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により減額が相当と認められたとき。

③私が満６９歳を超えて期限更新をするとき。

３　私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行および保証会社は貸越限度額を上限として利用限度額を増額できるものとします。

４　この取引にかかる利用限度額の変更に関しては、銀行から書面により通知します。

第４条（契約期限等）

１　この取引の契約期限は契約締結日の２年後の応答日が属する月の末日とします。ただし、契約期限の前日までに当事者のいずれか一方から契約を延長しない旨の意思表示がない場合には、この取引の期限はさらに２年間延長されるものとし、以後も同様とします。

２　前項の契約期限の延長に関し、銀行が審査等のために資料の提供または報告を求めたときは、直ちにこれに応じるものとします。

なお、財産・収入等について重大な変化が生じた場合または生じる可能性のある場合は、銀行からの請求がなくても直ちに報告します。

3　契約期限の前日までに当事者の一方から期限延長をしない旨の申し出があった場合は、次のとおりとします。

①契約期限の翌日以降、新たな貸越は受けません。

②契約期限満了日に貸越元利金がある場合は、直ちに貸越元利金全額を返済し、貸越元利金を返済した日にこの取引は当然に解約されるものとします。

③契約期限満了日に貸越元利金がない場合は、契約期限の翌日にこの取引は当然解約されるものとします。

第５条（利息・損害金等）

1　この取引による貸越金の利息（保証料を含む。）および損害金の割合は、付利単位を100円とし、毎月銀行の所定の日に所定の利率および所定の方法により計算し、当該利息および損害金は貸越元金に組入れます。

2　銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は下記のとおりとします。

年利 14.8％（年365日の日割計算）

3　金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率、および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、あらかじめ銀行の店頭に掲示するものとします。

第６条（約定返済）

1　この取引にもとづく毎月の元金返済は毎月５日（銀行休業日の場合は翌営業日）（以下、「約定返済日」という。）に約定返済日の前日の最終貸越残高に応じた、次の一定額を指定口座から自動引落しします。

約定返済日の前日の最終貸越残高	約定元金返済額
１０万円以下	２，０００円
１０万円超３０万円以下	５，０００円
３０万円超５０万円以下	１０，０００円
５０万円超１００万円以下	１５，０００円
１００万円超２００万円以下	２５，０００円
２００万円超３００万円以下	３０，０００円
３００万円超４００万円以下	４０，０００円
４００万円超	５０，０００円

2　約定返済日の前日の最終貸越残高が2,000円未満の場合は、約定返済日に、貸越利息および損害金を元金に組入れした後の貸越残高（以下、「組入れ後の残高」という。）と同額を返済するものとします。

ただし、組入れ後の残高が2,000円以上となる場合は、2,000円を返済するものとします。

第７条（返済の自動支払い）

1　第６条による返済は、銀行所定の方式による指定口座からの自動引落しによるものとし、銀行所定の払戻請求書によらずに引き落とし、毎回の返済に充当するものとします。私は、毎月の返済日までに返済金相当額を指定口座に預入れておくものとします。

なお、万一預入れが遅延した場合、銀行は預入れ後いつでも自動引落しができるものとします。

2　指定口座の残高が第６条で定める返済金額に満たない場合は、銀行はその残高をもって返済の一部に充当する取扱いは行わないものとし、この場合返済が遅延することになります。

第８条（随時返済）

1　第６条の返済によるほか、ローン口座に直接入金する方法により貸越残高の範囲内で随時に、任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類はローン口座に直接入金できないものとします。

2　前項の随時返済は、銀行の本支店またはＡＴＭによって行うことができるものとします。

3　返済が遅延している場合は、前各項にかかわらず随時返済は行えないこととします。

第９条（諸費用の引き落とし）

この取引に関し私が負担すべき印紙代および第16条第４項の規定による手数料等の費用は指定口座から銀行所定の日に銀行所定の方法で引き落としすることに同意します。

第 10 条（即時支払）

１　次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。

①第５条第１項に定める利息および損害金の元利組入れにより、貸越極度額を超えたまま１か月を経過したとき。

②銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。

③破産または民事再生手続開始の申立があったとき。

④手形交換所の取引停止処分をうけたとき。

⑤第３号および第４号の他、私が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、または自ら営業の廃止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。

⑥私の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押、また差押の命令、通知が発送されたとき。

⑦住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、銀行に私の所在が不明になったとき。

⑧相続の開始があったとき。

⑨保証会社から保証の中止または解約の申し出があったとき。

２　次の各場合に貸越元利金があるときには、銀行からの請求によって貸越元利金の弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。

①私が債務の一部でも履行を遅延したとき。

②私がこの規定もしくはその他銀行との取引約定に違反したとき。

③この取引にあたり銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

④第６条に定める返済を遅延し、翌月の返済日に至るも返済金額相当を返済しなかったとき。

⑤第18条にもとづく銀行への報告または銀行へ提出する書類に重大な虚偽の内容があったとき。

⑥前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。

３　前項の場合において、私が住所変更の届出を怠ったり、銀行からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第10条の２（反社会的勢力の排除）

１　私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2　私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為

3　私が、暴力団員等もしくは第１項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第１項の規定にもとづく表明・確約に関して銀行に虚偽の申告をしたことが判明し、私と銀行の取引を継続することが不適切であると銀行が判断する場合には、私は銀行からの請求によって、銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
なお、この場合において、住所変更の届出を怠ったり、銀行側からの請求を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

4　前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、私がその責任を負います。

第11条（貸越の利用停止）

1　私に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、銀行は貸越の利用を停止できるものとします。
①第５条第１項に定める貸越利息の元金への組入れ等により貸越残高が極度超過したとき。
②第６条による返済を遅延したとき。
③前２条の各項に定める期限の利益喪失事由が発生したとき。
④銀行または保証会社に対する他の債務が遅延するなど、債務の不履行があったとき。
⑤本契約に違反したとき。
⑥私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められたとき。

2　私の信用状況に関する銀行および保証会社の審査により相当と認められた場合、銀行は貸越の利用の停止を解除することができるものとします。

3　第１項の取扱により当座貸越の利用が停止されている間、返済は第５条および第６条の定めによりおこなうものとします。

第12条（解約）

1　私はいつでもこの取引を解約できるものとします。その場合、私は銀行所定の方法により口座開設店に届け出るものとし、直ちにこの取引による債務を全額返済します。

2　第11条に定める貸越の利用停止の規定にかかわらず第10条および第10条の２の各項の事由があるときは、銀行はいつでもこの取引を解約できるものとします。

3　第２項によりこの取引が解約された場合は、直ちにローンカードおよびローン通帳を提出し、この取引による債務を全額返済します。

第13条（銀行からの相殺）

1　銀行はこの取引による債務のうち各返済日が到来したもの、または第４条、第10条、第10条の２および第12条によって返済しなければならないこの取引による債務全額と、私の銀行に対する預金その他債権とを、その債権の期限の如何にかかわらず相殺することができます。

2　第１項によって相殺する場合には、銀行の事前の通知および所定の手続きを省略し、私に代わり預金の払戻しを受け、貸越元利金等の弁済に充当することができます。

3　第１項によって相殺、払戻充当する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、

期限前解約利率によらず、約定利率により１年365日とし、日割計算します。

第14条（私からの相殺）

１　弁済期にある私の預金その他債権とこの取引による債務とを、その債務の期限が未到来であっても相殺することができます。

２　前項により私が相殺する場合には、相殺通知書は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権証書、通帳等は直ちに銀行に提出します。

３　第１項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定等の定めによります。

第15条（弁済充当の指定）

１　弁済または第13条による相殺の場合、銀行に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができます。

２　弁済または第14条による相殺の場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序・方法により充当することができます。

３　私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、その充当に対しては、異議を述べません。

４　第２項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して銀行の指定する順序・方法により充当することができます。

５　第３項第４項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については、期限が到来したものとして、銀行はその順序・方法を指定することができます。

第16条（危険負担・免責条項等）

１　私が銀行に差入れた契約書等が、事変、災害、輸送途中の事故等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、消滅、損傷または延着した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済します。
なお、この場合、私は銀行からの請求があれば直ちに代わりの契約書等を差入れます。

２　諸届その他の書類の印影（または暗証）を私の届け出た印鑑（または暗証）に相当の注意を持って照合し相違ないと認めて取引したときは、それらの書類につき偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は私の負担とし銀行になんら請求をしません。

３　ローン通帳、ローンカード、または印章を失ったときは、直ちに書面により銀行へ届出するものとし、この届出以前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

４　私に対する権利の行使・保全、担保の取立て・処分に要した費用ならびに私の権利を保全するため銀行の協力を依頼した場合に要した費用は私が負担します。

第17条（届出事項の変更等）

１　氏名、住所、印鑑、電話番号等その他銀行に届け出た事項に変更があったとき、または財産、勤務先等について重大な変化が生じたときは、私は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。

２　私が前項の届出を怠ったり、銀行からの通知を受領しない等私の責めに帰すべき事由により、銀行が行った通知または送付した書類が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到達したものとします。

３　ローン通帳、ローンカードを喪失した場合の再発行は、銀行所定の手続きをした後に受けるものとします。
なお、銀行が必要とする場合は、相当期間を置くこと、ならびに再発行手続きにかかわる保証人を付すことに同意します。

第18条（報告および調査）

１　銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合は、私の信用状態について直ちに報告し、または調査に必要な便益を提供するものとします。

2　私の信用状態について重大な変化を生じたときは、報告するものとします。

第19条（成年後見人等の届出）

1　私もしくは私の代理人は、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。

2　私もしくは私の代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当行に届け出るものとします。

3　私もしくは私の代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第１項第２項と同様に届け出るものとします。

4　私もしくは私の代理人は、第１項から第３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も書面によって届け出るものとします。

5　第１項から第４項の届出の前に生じた銀行の損害については、私の負担とします。

第20条（合意管轄）

この取引に関しての訴訟、調停および和解については、訴額に関わらず銀行本店またはこの取引の口座開設店を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第21条（契約の変更）

契約内容を変更する場合（ただし、第５条第３項による利率変更を除く。）、銀行は変更内容、変更日をあらかじめ私に通知するものとし、変更日以降は変更内容に従いこの取引を行うものとします。

第22条（債権譲渡）

1　銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することができます。

2　前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。私は銀行に対して、従来どおりこの契約に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第23条（譲渡・質入れ等の禁止）

ローン通帳、ローンカードは譲渡・質入れまたは貸与することはいたしません。

第24条（入金案内等の委託）

私は、この取引にかかわる入金案内および延滞督促業務について、銀行が業務代行会社へ委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとします。

以上